

平成二十年四月十一日受領
答弁第二五七号

内閣衆質一六九第二五七号

平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓調整池に発生したアオコの調査に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓調整池に発生したアオコの調査に関する質問に対する答弁書

一について

調整池におけるミクロシスチンの調査については、農林水産省としては、平成十九年十一月二十六日及び平成二十年二月十八日に実施している。

平成二十年二月十八日における調査は、中央揚水機場取水地点付近及び小江揚水機場取水地点付近においてそれぞれ二地点ずつ、計四地点の調整池の水を採取し、高速液体クロマトグラフ法により、ミクロシスチンのうち、国内の湖沼で通常検出されるミクロシスチンLR、ミクロシスチンRR及びミクロシスチンYRの分析を行った。その結果、それぞれの濃度は四地点とも測定可能な値（ミクロシスチンLR及びミクロシスチンRRにあつては一リットル当たり〇・〇五マイクログラム、ミクロシスチンYRにあつては一リットル当たり〇・一マイクログラム）未満であつた。

二について

諫早湾内の二枚貝や動物プランクトン等について、農林水産省としてミクロシスチンの蓄積に係る調査分析は行っていない。

三について

農林水産省として、これまでのところ、国内においては、アオコの発生した湖沼の水を農業用水として利用することで農作物への被害が発生したとする事例は承知していない。

また、アオコに由来するミクロシスチンが水生生物に及ぼす影響の評価について確立した見解が示されているとは承知していない。